

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）（共助社会づくり課）

### 一 趣旨

特定非営利活動促進法の一部改正を踏まえ、指定特定非営利活動法人に関する書類について、個人の住所に係る記載部分を閲覧等の対象から除外等するための改正

### 二 内容

- (一) 指定特定非営利活動法人の「役員名簿」及び「社員名簿」のうち、個人の住所又は居所に係る記載部分を閲覧等の対象から除外する。
- (二) 「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、知事への提出を不要とする。
- (三) 「役員報酬規程」及び「職員給与規定」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合には、知事への提出を不要とする。

### 三 施行期日等

#### (一) 施行期日

令和三年六月九日

#### (二) 経過措置

この条例の施行期日前に開始した事業年度に係る「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類及び「役員報酬規程」等の提出については、なお従前の例による。